平成２３年（再口）第４２号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目６番24号
再生債務者　北川　宏司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月１日まで
平成23年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第２号
山口県岩国市通津1944番地１
再生債務者　正木　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月１日まで
平成23年７月４日　山口地方裁判所岩国支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１号
愛知県安城市東端町貝戸36番地１
再生債務者　亀山　康勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再口）第２２号
大阪府豊中市服部西町１丁目９番１号
再生債務者　和田　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第２５号
大阪府高槻市芝生町１丁目12番16号
再生債務者　長楽　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年６月 30 日
外務省共済組合代表者
外務大臣　松本　剛明

附則第８条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第９条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則
この変更は、平成23年６月30日から施行し、同年３月11日から適用する。

会社その他公告

合併公告
株式会社ディングス（甲）
株式会社日亜ホールディングス（乙）
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
平成二十三年七月一日
東京都板橋区熊野町三二番八号
代表取締役社長　苅谷　嵩夫
神奈川県茅ヶ崎市小桜町一番一号
代表取締役社長　中川　眞幸

合併公告
株式会社ディングス（甲）
株式会社日亜ホールディングス（乙）
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
平成二十三年七月一日
群馬県富岡市妙義町北山七七番地
代表取締役社長　君浦　康友

合併公告
株式会社ディングス（甲）
株式会社日亜ホールディングス（乙）
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
平成二十三年七月一日
群馬県富岡市妙義町北山七七番地
代表取締役　君浦　康友

合併公告
株式会社ディングス（甲）
株式会社日亜ホールディングス（乙）
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
平成二十三年七月一日
群馬県富岡市妙義町北山七七番地
代表取締役社長　君浦　康友

合併公告
株式会社ディングス（甲）
株式会社日亜ホールディングス（乙）
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継